

○内閣府告示第九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 登別市
- 二 構造改革特別区域の名称 安全で安心な給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 登別市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡和寒町
- 二 構造改革特別区域の名称 自然の恵み野和寒町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡和寒町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田市
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田市地域密着共生型福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受
入事業（九三四）

○内閣府告示第十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙北市
- 二 構造改革特別区域の名称 仙北市おぼこの里どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 仙北市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県南秋田郡八郎潟町
- 二 構造改革特別区域の名称 八郎潟どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田県南秋田郡八郎潟町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 立川市
- 二 構造改革特別区域の名称 ネット学習（eラーニング）事業を活用したまちづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 立川市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 よこはま救急改革特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（四一三）

○内閣府告示第十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新発田市
- 二 構造改革特別区域の名称 新発田市日本語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新発田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南アルプス市
- 二 構造改革特別区域の名称 南アルプス市バイリンガル教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南アルプス市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高梁市
- 二 構造改革特別区域の名称 みんなワクワク給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高梁市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県和気郡和気町
- 二 構造改革特別区域の名称 いきいき和気給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡山県和気郡和気町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県山県郡安芸太田町
- 二 構造改革特別区域の名称 安芸太田町いきいきふれあい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県山県郡安芸太田町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東温市
- 二 構造改革特別区域の名称 “とうおんブランド” どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東温市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 室戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 室戸市生活改善・モジュール学習特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 室戸市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県上益城郡山都町
- 二 構造改革特別区域の名称 潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本県上益城郡山都町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年三月三十一日付で構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那覇市
- 二 構造改革特別区域の名称 那覇市書道特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那覇市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）